平成２２年（フ）第２０３号
堺市北区大豆塚町２丁17番地１　レザビハイツ１Ｆ112号、前住所堺市北区大豆塚町１丁29番地17　エステート大豆塚Ⅲ102号
債務者　森本　玲美（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安若多加志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２３５１号
京都府宇治市天神台１丁目１番地の87
債務者　中森　利一
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加福　雅和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
山口県宇部市琴芝町１丁目３番14号、住民票上の住所山口県宇部市新天町２丁目６番17号
債務者　伊藤　滿惠
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近本佐知子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第５９６号
長崎県長崎市新戸町３丁目17番18―305号
債務者　小川　泰輔
１　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
愛知県小牧市小牧５丁目622番地　紅陽荘202号
債務者　中村　武敏
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舩野　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７０２号
名古屋市中村区名楽町１丁目23番地
債務者　前野　正男
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樽井　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３号
埼玉県吉川市道庭２丁目８番地８、旧住所埼玉県三郷市早稲田４丁目23番地10
債務者　白井美登利
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　友田　和昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
熊本県水俣市塩浜町９番21号
債務者　井手　　智
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２０年（フ）第６２９号
大分県別府市大字内竈1928番地の10
債務者　箭内　栄子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６５号
福井市長橋町第18号10番地１
債務者　中田市之助
１　決定年月日時　平成22年３月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　乙部幸市郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月22日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
神奈川県川崎市幸区北加瀬３丁目18番６号　コモーディオス103
債務者　神原　正明
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　　浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３２号
横浜市戸塚区東俣野町61番地
債務者　野村　芳平
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若田　　順
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２８０号
愛知県東海市名和町中小松揃16番地の１　エントピア・アイランド１―Ｂ
債務者　永田　由美
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６号
愛知県常滑市港町３丁目30番地の１　榎ハイツ103
債務者　吉田　有里
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０８号
大阪市鶴見区浜３丁目４番41号
債務者　則本かおる
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４３号
大阪府箕面市箕面４丁目10番27号
債務者　立津　正治
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１０号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目18番９号
債務者　中島　奈美（旧姓山城）
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１１６号
大阪府吹田市千里丘西12番16号
債務者　中村　貞夫
１　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部